



ISSN 0385-0838

第 150 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野
市境 5-24-10
電話 0422(54)3111
郵便番号 180-8629

韓米FTA発効一年と 日本のTPP交渉参加表明

奥田 聡

韓米FTAとTPPの奇縁

三月一五日、韓米FTA（自由貿易協定）が発効一周年を迎えた。奇しくも、この日は日本の安倍晋三首相がTPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を表明した日でもある。

日本のTPP交渉への参加が認められた場合、参加国のGDP総額に占める日米の割合が約八割に達するため、しばしばTPPは事実上の日米FTAであるといわれる。事実、昨今の日本でのTPPを巡る関心はもっぱらアメリカの対日要求をどのようにかわすかに向けられているようである。

政治・経済的に大きな影響を与えるアメリカとの交渉に日本の官民が神経質になるのは無理もないことである。

そこで、日本でふたたび注目されるようになったのが韓米FTAである。アメリカとの交渉経過やその内容から日本のTPP交渉の今後の方向を少しでも見通したいとの心理が韓米FTAへの関心を高めているのである。

TPP参加を契機に韓米FTAに 再照明

韓米FTAへの関心が「ふたたび」高まったと書いたのは、過去に一度日本でも

へ目次

- 韓米FTA発効一年と日本のTPP交渉参加表明 ……奥田 聡 ……(1)
- 内モンゴルにおける牧畜地域政策動向 ……ネメフジャルガル ……(4)
- チャイナ・プラス・ワン
カンボジアのビジネス環境をみる(1) ……藤原 弘 ……(6)
- 北朝鮮の核脅威下の韓国
—2013年3月の韓国現地調査— ……野副 伸一 ……(8)
- 日中経済交流・井戸を掘った人に聞く
藤野文昭「第一回」 ……遊川 和郎 ……(10)
- 「アジアの窓」
TPP交渉参加と貿易自由化の理解 ……石川 幸一 ……(12)

同FTAへの関心が高まったことがあったからである。韓米FTAは、二〇〇六年五月の交渉開始からわずか一〇か月あまりの二〇〇七年三月に早くも妥結し、その鮮やかな交渉ぶりは諸外国をいたく驚嘆させた。日本もまた韓米間のスピーディーな交渉に驚いた国の一つであった。しかし、振り返ればこの時の韓米FTAへの関心は一時的なものにとどまり、韓国によるFTA政策展開の加速が日本自身のFTA展開の背中を押すには至らないまま年月が徒過していった。

しかし、今回はTPP交渉への参加を政府が正式表明するに至ったという点で、日

本の国内事情が大きく変わった。ここで改めて韓米 FTA において韓国がどのような要求を受け、それに対してどの程度の譲歩を余儀なくされ、結局何を守ったのか、国内補償対策をどのように行ったのか、反対運動にはどう対処したのか、といった事柄に注目が集まっているというわけである。

韓米 FTA 自体も二〇〇七年の妥結以後相当の紆余曲折を経ていて、批准に向けての国内外対策で韓国政府は苦勞を強いられた。妥結後、アメリカ側での未曾有の自動車業界再編を背景に韓国完成車の流入に対する業界の反発が強く、議会での批准が遅れた。このこう着状況を打開すべく韓国が譲歩、アメリカ市場での完成車に対する FTA 適用を四年間猶予する修正協定が二〇一〇年一月に署名され、アメリカでの批准の見通しが開けた。しかし、商品貿易部門で韓国が最も恩恵を受けるとみられたアメリカ向け完成車への FTA 適用を当面棚上げにしたことで、「対米屈辱外交」との批判が韓国政府に対して向けられ始める。これとほぼ時を同じくして、韓米 FTA には韓国にとって実は有害な条項が含まれているとする、いわゆる「毒素条項」説がネットを中心に広く流布されるようになった。ISDS（国家—投資家間紛争解決手続き）条項やラチェット条項、間接収用へ

の被害補償条項など一二条項であり、これらによって国家主権侵害、政策実行の制約の弊害がもたらされると反対論者は主張した。こうした批判に対して、韓国政府は素早く反論を展開したが、韓国の野党民主党が毒素条項を大々的に取り上げて批准に抵抗する一幕もあった。韓米 FTA に対する国論が二分されるなか、二〇一一年一月、ついに韓国でも同 FTA は批准されるに至ったのであった。

このように、韓米 FTA の交渉開始から妥結、批准、発効、そして発効後一年を迎えた現在に至るまでの道のりは平たんなものではなかった。TPP による市場開放のメリットを見据えながらも、日本の官民はこれまでの日米経済摩擦への対処の経験から、TPP 交渉、とりわけアメリカとの交渉の行方を長く苦しいものとみて恐れている。TPP の影響を恐れる声は農業のみならず、医療、保険、知的所有権など多方面について上がっている。そのうえ、韓国のネット上に流布された「毒素条項」の言説が日本にも流入し、TPP 反対のよりどころの一つとして利用されているのが現状である。そんな今、日本は韓米交渉における韓国のありようを TPP 交渉でアメリカと対峙することを余儀なくされている自身の近未来の姿に重ね写ししているといっても過言ではあるまい。

韓米 FTA 発効後一年の効果を検証

韓米 FTA が発効してから一年を迎える節目をとらえ、同 FTA が韓国にもたらした変化を見ておくことにしよう。日本の TPP 加入でどんな変化が起きるかについてもなごしかの示唆を与えることであろう。

ここでは主として貿易について見ていく。価格弾性値を用いた事前の影響予測とは異なり、この種の事後評価は独特の困難さを伴うことをあらかじめ言っておかねばならない。FTA 発効後の輸入額を変動させるのは FTA に伴う関税引き下げや非関税措置の変更にだけではない。観測者が手にできるデータは、輸出入当事国および世界の景気や為替レート、物価動向、生産技術の変化、消費者の嗜好変化など、ありとあらゆる変動要因の入り混じった結果としての輸入額だけである。ただ、これら FTA 以外の要因は FTA 締結相手以外の第三国からの輸入にも影響を与えているため、第三国からの輸入動向もあわせてみることで FTA の影響のアウトラインを推測することは依然として可能であろう。ここでは、主要競争相手の韓国およびアメリカ市場での動向もあわせてみることにしよう。F TA の効果をより立体的に推測することに努めたい。ここで用いるのは、二〇一二年四月から一二月までの九か月間の韓国およびアメリカの輸入データで、韓米 FTA の当事国からの輸入だけではなく、日本、EU、中国、台湾などの主要競争国から

の輸入もあわせて見ることにする。

韓国の輸入が韓米 FTA 発効後どう動いたかは TPP 加入後の日本の輸入動向を占ううえでの参考となる。まず、韓国市場での輸入の動きを見てみよう(表 1)。韓米 FTA 発効後九か月で韓国の対米輸入総額は八・八%減少した。これを FTA 対象品目(対米関税撤廃および削減品目)と FTA 非対象品目(FTA 発効前より免税であった品目および除外・関税減免猶予品目)に分けてみると、それぞれ八・八%減、八・九%減となり、FTA が品目別輸入に与える影響は現段階では不明と言わざるを得ない。FTA 対象品目の対米輸入について、商品群別にさらに詳細に分析してみても、関税率が半減となった自動車の対米輸入が目立つほかは全般に低調であった。TPP に伴う追加開放と関連してその動向が注目される農水畜産物の輸入もオレンジ、チェリー、アーモンドといった個別品目での輸入増はみられたが、FTA 対象となった農水畜産物全体の輸入は FTA 発効後九か月で一・九・八%減少した。この間、対世界輸入額は景気減速の影響を受けて前年同期比三・六%減少したが、対米輸入はこれよりもさらに減少しており、韓米 FTA が韓国の対米輸入を増やすであろうという事前の予想と反する結果となっている。いずれにせよ、韓国市場では韓米 FTA の影響がマクロレベルでは目に見える形では出ていないのが現状である。

韓国側が韓米 FTA のメリットとして挙

げる対米輸出はどうか? 次は韓米 FTA 発効後のアメリカ市場における輸入の動きを見ることにする(表 2)。同 FTA 発効後九か月間のアメリカの対韓輸入は前年同期比二・〇%増加した。このうち、FTA 非対象品目は四・三%減少したのに対し、FTA 対象品目が一五・八%増と順調な伸びを見せた。この点を韓国政府や大手紙は同 FTA の成果と強調するが、競争諸国の実績を併せて見ると手放して喜べないことがわかる。同期間、アメリカの対中、対日輸入は対韓輸入を上回るペースで増え、それぞれ五・八%、一三・〇%増えた。韓米 FTA の対象品目に限定しても対日輸入増加率が一七・七%と、対韓輸入を上回る快調ぶりを見せた。アメリカの対日輸入は、東日本大震災に伴う落ち込みからの回復という面も否定できないが、韓米 FTA 対象品目については対中、対台湾輸入も二けたの伸びを示すなど好調で、韓米 FTA によって韓国がアメリカ市場で独り勝ちを収めている状況ではなさそうである。

現在観察できるデータに基づく限りでは、韓米 FTA の影響についてはその方向を断定しがたい。韓国の農産物への影響も今のところ軽微であり、TPP 推進論者にとっては有利な材料とも見える。ただし、済州島で生産される高級柑橘類の価格下落による農家の被害も報道されており、個別補償がどのように行われるかについては引き続き注視していく必要がある。

(おくださとる アジア研究所教授)

表 2 韓国 FTA の効果 (米国市場輸入、2012 年 4~12 月、前年同期比増加率、%)

	総輸入	金額 (百万 ^{ドル})		
		既免税・除外品目	FTA による減免品目	
韓国	2.0	-4.3	16.8	44,163
中国	5.8	2.1	10.9	330,681
E U	2.1	1.6	2.8	283,115
日本	13.0	10.8	17.7	107,969
台湾	-6.4	-14.8	11.7	29,889
その他	-1.6	-0.7	-2.4	908,941
世界	1.2	0.7	1.7	1,704,758
金額(百万 ^{ドル})		896,878	641,338	

出所: アメリカ国際貿易委員会発表の貿易統計 (<http://dataweb.usitc.gov>) を用いて筆者が計算。

表 1 韓国 FTA の効果 (韓国市場輸入、2012 年 4~12 月、前年同期比増加率、%)

	総輸入	金額 (百万 ^{ドル})		
		既免税・除外品目	FTA による減免品目	
米国	-8.8	-8.8	-8.9	31,521
中国	-8.2	-10.2	-6.7	60,748
E U	4.5	-8.8	9.1	38,182
日本	-7.9	-12.3	-5.5	47,529
台湾	-5.6	-3.6	-11.4	10,472
その他	-1.5	70.3	-6.6	197,507
世界	-3.6	6.1	-8.7	385,958
金額(百万 ^{ドル})	385,958	98,950	287,008	

出所: 韓国貿易協会ウェブページ (<http://www.kita.net>) 所載の韓国貿易統計を用いて筆者が計算。

内モンゴルにおける牧畜地域政策動向

ネメフジヤルガル

中国内モンゴル自治区（以下内モンゴルと略称）では、農村地域を生産方式により農耕、農牧混合及び牧畜地域に分ける。中国の牧畜業には、飼料基盤を耕種農業に依存する農村牧畜業と草原資源に依存する牧畜地域牧畜業の二種類がある。牧畜地域とは、基本的に放牧用の草原牧草地を利用した牧畜業が営まれる地域である。中国全体で牧畜県一二〇、農牧混合県一四六があり、国土面積の四割強を占める。同地域の人口は全中国の三・三％に過ぎないが、辺境地域、少数民族地域、生態環境の脆弱地域として戦略的に重要な地域とされる。内モンゴルの県レベル行政単位一〇一のうち牧畜地域は三十三旗（旗は県に相当）ある。

内モンゴルの牧畜地域では地理的条件や生産方式の相違により農耕地域と若干異なる政策が実施されてきた。一九八〇年代に実施された農家経営請負制度により、内モンゴルではかつての遊牧生産方式が基本的に個別農家を単位とする定住放牧に変わったが、依然として草原に依存する放牧牧畜業が主要な生産方式であった。しかし、二〇〇〇年以降に草原環境保護を目的とした一連の政策が実施された。牧草地単位あたりの家畜頭数を制限す

る「草畜均衡」、牧草地での一時的放牧を禁止する「休牧」、長期的放牧禁止の「禁牧」、退化が進行した草原から農牧民と家畜を移住させる「生態移民」などである。政府は、自然放牧から舍飼への転換、「粗放的」経営から集約的経営への転換、頭数重視から品質・収益重視への転換など生産経営方式の転換を目指す方策を採った。一連の政策により草原環境は一定の改善を見たが、牧畜業の生産コストは急上昇し、牧畜民の所得に甚大な打撃を与え、その増加は大きく影響されることになった。そして、自由に放牧できなくなった牧畜民からの反発が強まり、少数民族地域である内モンゴルの社会安定のために牧畜地域政策の見直しが必要となった。

内モンゴルにおける牧畜地域政策は、二〇一〇年代に入り変化を見せ始めた。二〇一〇年一月、『内モンゴル自治区人民政府の牧畜民の所得増加促進に関する意見』（内政発〔二〇一〇〕一号）が通達された。中国は「党中央一号文件」でその年の農業関連政策を通達するが、自治区の「一号文件」で農業全体ではなく牧畜民問題のみを扱うのは極めて異例である。通達では「牧畜区の発展を妨げる根本的な

矛盾は解決されておらず、牧畜地域発展、牧畜民増収を促進する長期的制度保障も未形成である。草原生態の退化と砂漠化はいまだ深刻である」と認識し、「禁牧、休牧などの補償金の増額、牧畜民の第二次、第三次産業への就業の促進、牧畜業への品種改良補助金、農業機械補助金の増額、牧畜地域インフラ整備の促進、金融サービスの改善」などの具体的な方策が示された。特に禁牧地域への補償金は畝（〇・六六七アール）当たり五元とし、一人当たり補償金三〇〇〇～五〇〇〇元を五年間継続して支払うと定めた。

二〇一〇年三月に開かれた第十一回全国人民代表大会第三次会議で内モンゴル代表は「牧畜業関連補償金増額による牧畜民増収を促す意見」を提出、牧畜民問題は中央政府の注目を引いた。会議後、中央政府調査団が内モンゴル各地に派遣された。七月には全人代農業委員会による草原生態建設座談会が開かれ、牧畜地域の直面する諸問題が討議された。八月には国家発展改革委員会など中央政府四十二機関の一六九人からなる調査研究チームが内モンゴルに入り、一〇日間の詳細調査を実施した。今回の調査は牧畜業を含む自治区経済社会全体を対象とし、内モンゴル新政策のための準備でもあった。

二〇一一年一月一日、温家宝首相は内モンゴル自治区シリングゴル盟を視察し、牧畜農家三世帯を訪問した。そして四月六日開かれた國務院常務会議で温家宝首相は牧畜地域の発展に関する具体的な指示を出した。指示は六月一日に通達された『國務院の牧畜地域に

おける快速かつ健全な発展促進に関する若干の意見』（国発【二〇一〇】十七号）に反映されている。七章二十六条からなる同意見は、草原牧畜地域の戦略的重要性を確認したうえで、牧畜地域発展の基本方針を定めた。「長期にわたる農産品不足により草原の生産機能が過度に強調されたため生態機能が無視され、草原における過放牧が進み、人間、家畜と牧草のバランスが崩れて草原生態が悪化した」ため、「牧畜地域発展に当っては生産・生態間の合理的結合関係を確立し、生態優先を基本方針とする」とした。具体的には、草原生態保護の強化、生態保護補助奨励金制度の改善、粗放的草原牧畜業から近代的牧畜業への転換、牧草地の農家経営請負制の徹底、特色産業の発展による牧民就業機会の拡大などである。上記意見は中央政府の草原牧畜業に対する基本認識と将来の発展戦略を全面的に反映したものである。

さらに六月二十一日には『国務院の内モンゴルにおける経済社会の快速かつ健全な発展促進に関する若干の意見』（国発【二〇一〇】二十一号）が通達される。この意見は、二〇一〇年八月の調査をもとに累次の審議を経て制定された政策であり、二〇一〇年の新疆ウイグル自治区経済発展政策に続き少数民族地域の経済発展促進を狙った重要政策である。意見は経済社会全体を網羅するが、牧畜地域関係の部分は上記の十七号文件とほぼ同じである。内モンゴルの戦略的位置はエネルギー生産基地、生態障壁であるとされ、生態保護を全面的に推進し、多元化された近代的産業システムを構築すべきとされた。

もちろん牧畜地域政策は、牧畜業や牧民のみに関するものではない。特に近年草原地帯において急速に進む地下資源開発は、環境破壊、土地の不正収用など牧畜地域に多くの問題をもたらし、政策動向にも影響しつつある。二〇一一年五月十一日に起きた「メルゲン事件」はその典型的な例である。シリングル盟西ウジムチン旗の牧民メルゲンは、牧草地を破壊する炭鉱の輸送トラックの阻止を図ったが轢死した。この事件の様子がインターネットを通じて広く知られ、内モンゴル各地で傲慢な開発者に反対し、草原環境保護を訴えるデモが発生した。地下資源開発企業と牧民の間に溜った多くの矛盾は、この事件を契機に噴出したのである。事件解決のため容疑者が直ちに逮捕され、二〇一一年七月には内モンゴル自治区人民政府が『鉱業開発秩序の規範化と法に基づく環境保護、民生保障に関する指導意見』（内政発【二〇一〇】八十一号）を発した。意見は地下資源開発秩序の厳格化を狙い、開発による生態環境への影響を最小化すること、土地収用に十分な補償金を支払うこと、地元牧民への雇用機会を提供すること、開発企業と牧民の間の矛盾を円滑に解決するために長期的かつ有効な制度を構築することなどを示した。

二〇一一年八月一日、全国牧畜地域工作会议が内モンゴル東部のフルンボイル市で開かれ、回良玉副首相など国家関連省庁の責任者と内モンゴル、新疆など主な牧畜地域の政府関係者が会議に出席した。この種の会議開

催は二十四年ぶりであり、中央政府の牧畜地域重視を示すものでもあった。会議は、国家経済社会発展における牧畜地域の重要かつ戦略的地位を認め、草原生態保護建設を強化し、近代草原牧畜業を積極的に発展させ、「社会主義新牧畜地域」を建設する目標を強調した。

二〇一二年一月五日、内モンゴル自治区人民政府は『牧畜地域における快速かつ健全な発展促進を実施する意見』を通達する。これは二〇一一年六月の国務院十七号文件の実施方法を示したものであり、二〇一〇年に続き自治区一号文件による牧畜地域政策発表であった。

一連の政策の発表・実施により草原生態環境にある程度の回復が見られ、牧民所得も著しく増加した。牧民一人当たり純所得は、二〇一〇年の七八五元から二〇一一年の九一〇九元に増加し、二〇一二年には一二五七元へと、大幅な増加を見せた。一方、所得増加の大部分は政府補償金であり、牧民生産によるものではない。上記の諸政策は草原牧畜業が後進的生産方式であるとの基本認識に基づき、放牧行為の制限によって生態環境の回復を目指している。草原の生態機能を強調するあまり生産機能が否定され、補償金の増額により牧畜業制限を受けた牧民の反発を和らげることが狙っている。しかし、補償金制度は永続するとは思われない。この政策で生産基盤を失った牧畜農家が将来生産を回復させ、自立した生計を立てることができるとかという問題が残されている。

（訥木和吉日嘎拉
… 内蒙古大学蒙古学研究中心講師）

チャイナ・プラス・ワン カンボジアのビジネス環境をみる(1)

藤原 弘

筆者は二〇一二年に投資環境調査のためカンボジアを訪問し、現地に進出している中国系企業の経営者や政府関係機関関係者等から現地の経営環境について生の声を聞くことができたので以下に紹介したい。

(はじめに)

二〇一一年のカンボジアへの海外からの投資を国別にみると1位は中国89億ドル、2位、韓国40億ドル、3位マレーシア35億ドルと、中国、韓国企業がカンボジア投資の主役となっている。一方、日本は投資国としては第14位で15億ドルでしかない。中国、韓国企業は、低廉な人件費と特惠関税制度にメリットのあがる縫製業の工場進出を除くと、その多くが不動産投資や資源関連、飲食業などのサービス業に集中しているのが特徴だ。しかし、日本企業のカンボジア投資は数字的には少ないが、同国政府が認可している経済特区に集中している。二〇〇六年から二〇一一年までの経済特区への投資額をみると日本企業の投資額は1億100万ドルでトップにあり、インフラの整備されている地域への進出が日本企業の対カンボジア投資の特徴といえる。経済特区に進出している日本企業としては、プノンペン経済特区には味の素、ヤマハ発動機(工事未着工)、ミネベア 住友電装、グリーンサー

クル社(製靴)などの企業が入居しており、マンハッタン経済特区にはモロフジ社(PEバック製造)、シアヌーク港経済特別区には王子製紙(入居予定)、さらにタイセン経済特別区にはドーコ社(紳士服製造)、スワニー社(手袋製造)等がある。日本企業も中国はじめアジア各国で人件費の高騰がみられるなかで、チャイナ・プラスワンの有力候補としてカンボジアを視野に入れたことを物語っている。日本商工会会員は、スズキモーター、ミネベア、イオン 住友電装などの大企業を中心に114社である。

(カンボジアのビジネス環境)

進出日系企業からみたカンボジアのビジネスチャンス及び問題点は以下のようなものである。

- (1) 低廉で豊富な労働力、日本の特惠関税、経済特区(または投資優遇処置QIIP)の恩恵を活かした軽工業品の輸出加工(縫製、製靴、電子部品、自動車部品、食品加工、家具等労働集約型産業)
- (2) 成長する国内市場向けのビジネス(二輪自動車組立・販売、小売など)
- (3) 農業国カンボジアの大地を活用した農業、農産品加工業
- (4) 南部経済回廊を活用した物流業
- (5) アンコール遺跡群などを活用した観光業

(日本人向け)
(6) 資源・エネルギー開発(海底油田、天然ガス等)

一方、カンボジアに進出した日系企業が直面する問題としては次のような点があげられる。

- (1) 割高な電力料金、不安定な電力供給・タイやベトナムからの電力供給に依存しており、電力料金はベトナムやラオスの二倍、タイの一・五倍となっている。
- (2) 熟練労働力の不足・教育水準の高い労働者が不足している。識字率は七八・四%である。
- (3) 行政の不透明・投資関連法規は急ピッチで整備が進んだが、許可基準が不透明で運用手続きも行政の末端まで浸透していない。
- (4) インフラ・主要幹線道路はアスファルト舗装で完成しているが、地方の道路はまだまだ未整備である。

最大の問題は裾野産業が形成されておらず、政策的観点から当面は労働集約産業が中核となり雇用創出を図ることが外国企業に期待されていることである。

このような状況のもとで日系企業の対応をみると、まず日本電産は10億円を投じて三万平方メートルの工場用地をカンボジア北西部のポイペトに確保し、二〇一二年六月から三五〇人の従業員で操業を開始した。さらに二〇一四年には五、〇〇〇人に増やす予定である。同社はハード・デイスク・ドライブの部品に関し、タイとカンボジア間の生産分業体制の構築を目指しており、両国の狭間にあるカンボジアの戦略的位置づけを考慮した日本企業による分業体制構築の先駆けといえよう。

日系企業の分業体制構築に影響を与える東西回廊の実態は次のとおりである。現在、タイとカンボジアとの間で車両の相互の乗り入

が行われておりカンボジア側からはトラック五台とバス三十五台が毎日タイに入っている。これに対してタイ側からはバス一〇台、トラック三〇台となっている。カンボジアからは観光客が、タイ側は部品の搬入が中心となることからトラックの台数が多いということである。この相互乗り入れにはライセンス（越境輸送許可書）が両国政府から発行されており、相互乗り入れできる車数は上述のとおり限定されている。カンボジアでは部品等の裾野産業が育つておらず、多くの企業がタイから部品を輸入しなければならないことから、外国企業の進出が増加すれば両国の車両の相互乗り入れはさらに重要性を増すことになる。ちなみにこの相互乗り入れ車両を利用した場合、タイーカンボジア間の所要時間は約二日であり、今後、入国手続きの迅速化が期待されている。

（カンボジアの労働力の質をみる）

カンボジア従業員の気質は素直で、真面目で、直接的に反論することはなく、親日的いうのが特徴とのことであり、日本企業の経営者にとって労務管理はかなり楽なようだ。しかし、内戦の後遺症による経済面での立ち遅れが教育にも大きな影を落としており、小学校から大学まで半日教育、つまり午前と午後に分けて教育を実施している。日系企業の従業員のなかには小学校中退者も結構いるようであり、就業開始前にクメール語の読み書きを教えている企業もあるようだ。一方で高所得のカンボジア人は子弟をインターナショナルスクールへ通学させ、欧米の大学に留学させており、この教育面での格差も拡大している。カンボジアでは小学校から英語を教育しており、かなり英語が普及しているが、農村

出身者のなかにはクメール語の読み書きもできないものがあるので、企業内研修はクメール語で行う方が効果的とのことである。

（日本の中小企業にとっての問題）

カンボジア経済の急速な拡大にインフラ整備が追いついていない。プノンペン中心部でも停電が月に数回発生しており、進出企業は特に特別経済区以外に工場を構える場合には、自家発電装置を持つことが不可欠だ。特に工場操業に不可欠な電力不足は大きな問題となっているが、電力料金の高さも経営者にとり頭痛の種だ。カンボジアは現在、電力をタイやベトナムから輸入しており、電気代は1KWあたり13〜25セントでタイの9セント、ラオスの6セント、ベトナム6セント、ミャンマー8セントと比べても割高である。また、行政組織の不透明さも進出の際の大きな問題となっている。企業進出の際、申請書類を提出するが、多くの途上国にみられるようにアンダーザテーブルが必要とのことである。また、書類審査にかかわる料金の領収書も内容が不明確であり、内訳が分からないといった問題やVATの還付もほとんど実施されていないといった問題などが多くの進出企業から指摘されている。

（スト対策に配慮が必要）

従業員への雇用に関する労働法も一定の解釈がなく、例外規定が多く、法的運用に関する問題も深刻だ。特に経理処理に関する会計法並びに労働法については専門家を通じて徹底的に読み切ることが肝要だ。

スト対策も忘れてはならない経営課題である。最近カンボジアでも台湾企業、中国企業を中心にストが多発しており、労働条

件の改善要求が高まっている。現在、カンボジアの最低賃金は61ドルであるが、実際企業が支払っている賃金は80〜100ドルに達しており、さらに福利厚生等とりわけ付加給付の面でも改善の動きが急である。カンボジア政府が二〇一二年九月一日からカンボジアの縫製協会（GMAC）に所属する企業三〇九社（二〇一二年一月時点）に対して、給与以外の付加給付のうち、皆勤手当をこれまでの7ドルから10ドルに引き上げることを発表しているほか、住宅、通勤手当7ドルの支給が近々義務付けられるとのことである。但し、住宅・通勤手当は宿泊所、通勤バスを手配している場合には免除される。カンボジアの経済特区を見て回って感じたことは、出退勤時にはたくさんのトラックが手配され、多くの従業員の送迎が社会現象化している。

（アジア起業家村推進機構
アジアテクノセンター相談室長）



（写真）出勤時にはトラックとバイクで混雑するプノンペン市街

北朝鮮の核脅威下の韓国

— 2013年3月の韓国現地調査 —

野 副 伸 一

筆者はこの3月10日(日)から17日(日)までソウルに滞在し、ジャーナリスト、国会議員、コンサルタント、脱北者等に会い、様々なテーマで意見交換をした。この韓国訪問は毎年3月に行っており、「韓国の政治、経済、外交、南北関係等の定点、定時観測」となっている。今回は十五回目になる。筆者にとって退職間近の訪問となり、感慨深いものがあった。

我々のソウル滞在中には、南北朝鮮間に緊張が高まっていた。北朝鮮の第三回核実験(2月12日)への国連安保理の制裁決議に対し、北朝鮮が休戦協定を白紙化する(3月11日)等の強い反発を示していたからである。また2月25日に発足した朴槿恵政権がやっと初閣議(3月11日)に漕ぎ着ける有様で、安倍晋三政権の好スタートとは対照的であった。以下、簡単に印象に残ったことを幾つか記しておきたい。

一・観光ブーム続くソウル

ソウルは相変わらずホテル難である。ソウル中心街のホテルでは値段が高く、取りにくいので三年前から東大門歴史文化公園

(旧東大門運動場)に近いTホテルを愛用してきた。開業して3年半の新しいホテルで、狭くはあるが清潔で、朝食付きで一泊六万ウォンと安い。さらに空港リムジンバスがホテルのまん前に止まり、地下鉄の駅も近くにあり、交通に便利である。しかし今回は早めに予約しようとしたが取れず、已む無く近くのホテルを利用した。しかし気に入らず、Tホテルに三泊分の空きが生じたのを機に三泊目から移り、後の二泊分はキャンセル待ちでどうにか確保した。ホテルは満室状態であったのである。ホテル利用客の六〇%は日本人観光客で、大通りを挟んで反対側には客室一六三室の観光ホテルが建設中であった。

ウォンの対円レートは10日には一〇〇円一〇九〇ウォンであった。一年前には一〇〇円一三〇〇ウォン(一九・三%)とウォンが切り上がったことになる。アベノミクスによる円安傾向は、日本と競合品目の多い、韓国の輸出に大きな影響を与えており、滞在中政府は今年の経済成長率を当初見通しの三%から二%へ下方修正した。

なお、ウォンの対円レートは15日(金)には一〇〇円一三〇〇ウォンになっていた。後述するように南北間の緊張状態の激化のためである。

二・対照的な日韓新政権のスタート

昨年末スタートした安倍晋三政権と2月25日に発足した朴槿恵政権との対比が話題にもなった。安倍政権はデフレ脱却のため果敢な金融緩和政策を推進、その結果円安が進展し、株価も大きく上昇する等、日本社会には久々の明るいムードが広がっている。

それに対し、準備された大統領を主張していた朴槿恵大統領は当選に功労のあった「一等功臣」は全く登用せず、朴槿恵のシンクタンクと見られていた国家未来研究院からも誰も登用されなかった。そのため政権発足当初にあるはずの盛り上がり大きく欠けることになった。政権スタート直後の世論調査では朴槿恵の支持率は四十九%と低く、歴代最低を記録している。ちなみに前任者の支持率をみると、李明博は八〇%台、盧武鉉は六十一%、金大中は七十一%だった。

どうしてこういうことになったのであるか。朴槿恵氏の性格から来るとの見方が強い。朴正熙の娘として極めて限られた空間の中で育ち、両親の死の衝撃、孤独、独断専行等、協調性に欠ける性格が災いしているものと見られる。ニックネームが手帳公主(手帳のお姫様)である。父親朴正熙も有名な「メモ魔」であり、Little

Park の面目躍如でもある。

しかし朴槿恵政権の今後については好意的な見方もある。「北朝鮮の金正恩政権は五年と持たないであろうから朴政権が南北を統一しなければいけない。退任時には支持率が高まる初めての大統領になる」との意見もあった。また進歩派ジャーナリストが「保守派は全て朴槿恵を応援している」と主張していたのも印象に残る。

三・何故朴槿恵が当選したのか

昨年12月の大統領選挙では、朴槿恵セヌリ党候補が文在寅民主党候補に五十一対四十八の僅差で当選した。勝因は何であったのだろうか。色々の見方をソウルで聞いたが、筆者の判断では、盧武鉉・金正日会談（2007年10月）の秘密テープの国会での暴露が大きかったと思われる。会談では盧武鉉大統領は、黄海のNLL（北方限界線）への否定的発言、北朝鮮のミサイル・核開発への肯定的発言等、韓国の国益を大きく損なう発言をしていた。この発言は保守派を反発させ、朴槿恵候補に大同団結させた。『月刊朝鮮』は会談の内容の要約を発表し、保守派の論客趙甲濟氏は『逆賊謀議』を緊急出版し、世論を喚起させた。

途中辞退したが李正姫進歩党候補の過激発言も年配者を投票に向かわせる大きな原因になった。五〇代以上の有権者の高投票率が朴候補の当選に有利に働いたのである。今回の大統領選挙が世代間戦争と呼ばれる所以でもある。

四・北朝鮮の核脅威の現実化

今回の北朝鮮の三回目の核実験の成功もたらした特徴は、北の核武装が韓国にとつて現実の脅威として浮かび上がった点にある。この点が従来と違った点である。北朝鮮の核の脅威に対し、韓国では南北対話の継続、中国を通じた北説得、米国のミサイル防衛網への参加等の主張があるが、注目されるのが韓国自身の核武装論の高まりであろう。二年前にも「元祖保守派」と呼ばれる金容甲議員や金大中朝鮮日報顧問が韓国の核武装の必要性を主張していたが、世論の反応はいまいちであった。しかし今回は世論調査でも高い支持率を上げている。韓国ギャラップ社が二月二十日に発表した世論調査では、六十四%が韓国の核武装に賛成していたのである。

趙甲濟氏は氏のブログ等で「自衛的核武装論は第二の独立運動である」とし、韓国の核武装論の正当性を幾つかの理由を挙げて説明し、さらに国民投票を実施して過半数を得たら韓国はNPTを脱退すべきである、と主張していた。韓国の核式装や在韓米軍の戦術核再配置の主張に対し、ソン・キム駐韓米国大使は「韓国がそのようにすれば大きなまちがいをするようになるだろう」と警告した。我々が会った保守派のジャーナリストも「韓国の核式装は無理である」と主張していた。

注目されるのが、朴槿恵政権の北朝鮮への対応である。青瓦台（大統領府）関係者

は3月10日、「北がNLL南側海域にミサイルを撃てば被害はなくても相応の措置を取る。今までの政府は全面戦の可能性のため延坪島挑発に対し北の海岸砲陣地を攻撃できなかったが、朴槿恵大統領は違う。：今の朴大統領は断乎としている」主張している。与党系シンクタンクの元所長は「北は二、三年内に大きな変化があるだろう。韓国は同一問題について国民運動を始める」と韓国の主体的取り組みの必要性を語っていた。

五・北朝鮮の別な顔

北朝鮮の強面な動きと裏腹に、実利を維持している面も見逃せない。『中央日報』3月13日付け記事によると、今回の危機の最中に現役少将を団長に多数の将軍が含まれる人民武力部投資代表団が東南アジアに滞在中であることが確認されている。また板門店の連絡電話は切られているが、開城工団稼働のため南北間に設置された西海軍事通信線は維持されている。通信線を遮断すれば北の労働者五万余人が貰う年間現金収入九〇〇〇万ドルは飛んでしまうことになる。さらに南北間の飛行情報区域（FIR）での南北航空管制も正常に稼働している。それにより、北朝鮮は年間九〇〇万ドルの領空通過料を得ている。それらがいつまで維持されるかも朝鮮半島危機の見逃せないリトマス試験紙であろう。なお帰国後の27日、北朝鮮は南北の軍事通信線を遮断すると韓国側に通知している。

（のぞえしんいち・アジア研究所嘱託研究員）

日中経済交流・井戸を掘った人に聞く

藤野文晤・元伊藤忠商事株 常務取締役

(元亜細亜大学客員教授) 【第一回】

遊 川 和 郎

尖閣諸島をめぐる対立から、日中関係は一九七二年の国交正常化以来最悪といわれる状況が続いている。一方、中国は日本にとって最大の貿易パートナーという事実がある。日本経済が縮小する国内市場を補い成長していくにあたって中国市場の重要性は決して低下するものではない。過去数十年にわたって積み上げてきた日中間の経済交流を今日活かさないとするればそれは実に残念なことである。

本稿では、戦後日中貿易の草創期から伊藤忠商事で中国ビジネスに関わってきた藤野文晤氏へのインタビュー(オーラルヒストリー)を基に、当時の状況やその体験談を四回にわたって掲載する。藤野氏は伊藤忠時代、瀬島龍三氏(同社専務から副社長、副会長を経て会長。元亜細亜大学理事長)の指揮のもと、同社の中国事業を他社に先駆けて軌道に乗せた実績にとどまらず、中国への深い思い入れと広い視野で日中共存の哲学を持ち、引退後もなお民間団体等で日中の橋渡しに尽力されている。

今回、藤野氏にインタビューをお願いしたのは、中国ビジネスが今日、日本企業にとって普通の経済活動となる一方で、単なる経済行為にはとどまらない特殊性やその特異な性質を改めて理解しておく必要があるのでは

はないかと考えたからである。藤野氏と筆者の年齢差は二十二。八〇年に初めて訪した筆者は、足跡をお聞きするにあたりかろうじて往時の諸事情を想像できる立場にあり、これを次の世代に伝えていくのも筆者の世代の責務と勝手に自覚した次第である。また偶々ではあるが、高校の大先輩であることにも何かの縁と感じている。

第一回目は、藤野氏の若手社員時代、日中国交正常化前の日中貿易について。

(インタビューの日時など詳細は最終回にまとめて記す。)

伊藤忠商事就職まで

藤野氏は一九三七年広島県生まれ。地元修道高校を卒業後、大阪外国語大学中国語学科に現役で進学した。当時の国立大学は一期校、二期校で二回の受験チャンスがあったが、高校時代漢文が好きだったことから中国語を専門に勉強したいと大阪外大一本に絞っての受験だった。当時同学科は一学年四〇人。同期には後のニチメン(株)(現双日)社長・半林亨氏がいたほか、共産党員となる学生も少なくなかったという。

学生時代は小説家を目指して同人誌を発行していたほか、寄宿先のお寺で四年間お経を聞いて過ごして親鸞聖人にも惚れ込

み、一時は僧侶を志した。しかし親の反対に遭い、親の縁故で勧められるままに伊藤忠商事を受験した。面接試験では、後に社長となる越後常務から本人の履歴書中「尊敬する人物…親鸞聖人」の理由を尋ねられ、待つてましたとばかり長広舌をふるったという。越後氏が本願寺の門徒代表で筋金入りの浄土真宗信者であることは後から知った。

物書きになりたくて朝日新聞にも内緒で受験し合格したが、大学から三〇人ほど伊藤忠を受験して合格したのは自分だけで、当時は大学の就職課経由で一社に絞って受験するのがルールであり、朝日は断念せざるをえなかった。

新入社員当時

伊藤忠商事はその当時一五〇〇二〇〇人採用していたが、不景気で五九年の同期入社は約五〇人。最初の配属先は大阪本社外国部通信渡航課。当時はテレックスもない時代で、電報料を安くするため様々な貿易用語をアルファベット五文字に暗号化して打電する仕事だった。

会社に入ってみて自分は中国語を勉強したので中国との仕事をやりたいと思ってみたが、前年に長崎国旗事件が起きて中国との取り引きはストップしていた。ただ五九年九月に石橋湛山前首相が訪中し、周恩来首相との間で政経不可分の原則を示した共同コミュニケを発表、翌十月にも松村謙三氏が周首相と会談するなど日中貿易再開の機運も高まってきた。

翌六〇年七月、こうした兆しを受けて東京本社外国部中国課に転勤。課長は秋間美雄氏、長年中国貿易に携わり飼料原

料のプロフェッショナルだった。課長代理の小島敬三氏、他に永江和夫氏、馬殿幸次郎氏、みな天津の日中学院から上海の東亜同文書院に進んだ中国語の達人揃いだった。同年八月、周首相が周三原則¹を提示し、十一月には日中貿易が再開される。

友好商社

日中貿易再開といっても台湾との取り引きがある大手商社は中国と直接の取り引きができず、友好商社と呼ばれる中国側が指定した貿易会社のみが中国との貿易窓口だった。友好商社には、大きく分けて独立系の専門商社、大手の系列（いわゆる「ダミー」）、日共（日本共産党）系の三つがあった。独立系では東工物産、西日本貿易、東京丸一など。大手の系列では伊藤忠が新日本通商、三井物産が第一通商、三菱商事が明和産業、住友商事が大華貿易、丸紅が和光交易などだった。伊藤忠も当初は商品ごとにくつかの友好商社を使い分けていたが、次第に新日本通商に一本化し、最終的に同社に一〇〇%出資した。日共系では陸・三進・羽賀が御三家と言われていた。

中国赴任

中国初出張、駐在は六三年秋（入社五年目）のこと。当時は毎年春と秋の広州交易会にあわせて広州に行く。まず香港に二泊して交易会参加のビザを取り、広州でさらに北京のビザをとって列車で二泊三日かけて北京に行き、半年後の交易会で出張してくる人と交代するという、長期出張スタイルだった。北京のビザは通常三カ月なので途中で一回公安局に行つて更新する。

ビザを出すか出さなにかは中国側の一存（友好的か否か）なので、ビザが出ない、延長できない場合もあった。

北京では各社とも新僑飯店が事務所と宿舍を兼ねていて、日本人は一〇〇人程いた。伊藤忠は藤野氏ともう一人の二名体制。日常的な業務は本社からの注文や中国側からの話を日本につなぐこと。二里溝（機械関連）、東華門（繊維、食料関連）にそれぞれある貿易会社に日参し、日本の本社に連絡する。連絡手段は「Letter to the Day」と呼ばれる書信電報で、二十四時までに打てば翌日八時配達なので、簡略化した特別な暗号で時間までに電報局へ持つていくのが仕事だった。

初出張から後、一年の半分を中国で仕事をし、残りの半分を日本で過ごす生活で、文化大革命（文革）勃発の六六年六月も北京だった。当時、伊藤忠は生糸（野蚕糸）の輸入で大商いをしていて。ある晩、新僑飯店の隣でドラを打ち鳴らして彭真北京市長更迭を祝っていた。後になってこれが文革の狼煙とわかる。また八月に服装品交易会で上海に行った時には初めて見る紅衛兵に三時間吊し上げられる経験もした。対外貿易部は売国奴との非難を浴び、会社の総経理は便所掃除をやらされるなど、商売も少なくなった。しかし、当時は広州交易会のタイミングでしか人の補充はできないので、とにかく北京にすることが大事な仕事といえた。

突然の通告

文革が混迷を深めるなか日本の商社も細々とビジネスを続けていたが、七〇年五月、大事件が起きる。佐藤内閣（当時）の中国敵視政策に反発した中国は、広州交易会において周四条件²を受入れなければ日本企業との取り引きは行わないと宣言し、これまでの「ダミー」を経由した取り引きも全部認められなくなった。伊藤忠は仕方なく新日本通商から人と資本を全部引き上げ、新日本通商がそれを自分で穴埋めして会社を存続させ、残った新日本の人たちだけで中国貿易を継続することになった。しかし、伊藤忠が商権を持つているものも多く、現実に取り引きを維持することは難しかった。

滞在していた新僑飯店からみな引き上げ、中国貿易に従事していた同僚はそれぞれソ連や東南アジア、香港、中近東などの部門や駐在に離散してしまった。藤野氏は海外統括部（旧外国部）に戻り、新設されたアジア総支配人の秘書を兼ねて仕事をしていたが、なんとか中国との貿易再開を果たそうと、何の面識もない瀬島龍三業務本部長（専務）に周四条件の受け入れを突然直訴したのだった。（以下次号）

（ゆかわかずお・アジア研究所教授）

¹ 周政治三原則…①国を敵視する政策を執らない、②「二つの中国」をつくる陰謀に加わらない、③中日国交正常化を妨害しない。

² 周四条件…①台湾および韓国を援助する企業、②台湾および韓国に投資を行っている企業、③米のベトナム戦争政策を援助する目的で兵器・弾薬などの軍事物資を供給している企業、④米国企業の子会社および合弁会社、とは取り引きしない。



TPP 交渉参加と貿易自由化の理解

安倍総理は三月一五日に TPP 交渉への参加を発表した。二〇一〇年一〇月の菅総理(当時)の TPP への参加検討の発表以来、約二年半ぶりに決断を下したことになる。布石となったのは二月の日米共同声明である。「聖域」が認められ衆議院選挙での公約を違えることなく交渉参加が可能となった。安倍総理の決断には素直に敬意を表したい。

この二年半続き、今後もしばらく続くであろう TPP 参加を巡る国論を二分する大論争が起きたのは日本のみである。TPP 交渉の情報が不十分だった面はあるが、FTA(自由貿易協定)を含め貿易自由化についての理解不足があったと思われる。FTA 反対派には自由貿易に反対する論者もいた。第二次世界大戦後の自由貿易体制の恩恵を最も受けた日本が自由貿易に反対するのは自国の利益のみを追求する利己的な行動として国際社会から理解を得られないだろう。

自由貿易といっても全て自由にするわけではない。世界の貿易のルールを定めている WTO は、公德の保護、人動植物の健康、知的財産権の保護などのための貿易の制限を認めている(一般例外)。また、平和と安全のための禁輸措置、武器・核物質の取引なども規制を

認めている(安全保障例外)。ポルノ、麻薬、武器、安全でない食品、コピー商品などの輸入を規制することは WTO で公認された権利であり、TPP でも同様である。

TPP では米国企業が優遇され日本市場が席捲されてしまうという意見も根強い。サービスや投資の自由化は、外国企業と国内企業を同等に扱う(内国民待遇)ことを目指している。競争条件を平等にすることであり、外国企業の製品・サービスを選ぶかどうかは消費者が決めるのである。サービスや投資では例外も認められている。日本企業は海外で優れた品質とサービスで高い評価を得ており市場を獲得している。自国企業は外国で自由化のメリットは享受するが外国企業には許さなというのとは公平ではない。

農業補助金は WTO の農業協定で収入減少への補償、地域援助対策、食料安全保障など様々な目的のものが認められている。関税による保護が削減されても補助金による保護は可能である。

TPP にはベトナム、マレーシアなど途上国を含め十一カ国が参加している。たとえば、ベトナムは中国への過度の経済依存からの脱却という経済安全保障、ニュージーランドやマレーシアは米国市場へのアクセスなど各国は長期的な国益確保のための戦略により交渉に加わっている。米国はアジア太平洋での経済利益と安全保障戦略に基づき TPP を進めている。日本は被害論議だけでなくアジア地域の発展と安全保障という長期戦略に基づき TPP の交渉を進めるべきである。

(石川幸一 アジア研究所教授)

✿ 研究所だより ✿

アジア研究所はこのほど雲南大学 GMS 研究センターと学術交流協定を締結しました。雲南大学は中国雲南省の省都昆明にある学生数四万人の総合大学です。雲南省は東南アジアとの交流の窓口であり、GMS 研究センターは GMS(大メコン圏)を中心に東南アジア研究の中心となっています。同センターとはすでに交流を行っていますが、協定締結を機に一層拡充いたします。

アジア研究所は二十四年度に次のような研究成果を刊行しました。(紀要、叢書、研究報告書)

※アジア研究所 叢書 27 の紹介
『アジア：政治の季節―どう政治は変わるか―』
目次 本体価格一、二〇〇円(税別)

- ダブル選挙で過熱する韓国―揺れる大韓民国体制―
- 野副 伸一(アジア研究所教授)
- ブーチン大統領の再登場―ロシアの政治変動とアジア志向論―
- 永綱 憲悟(国際関係学部学部長)
- 二〇一二年米国大統領選挙と東アジア
- 滝井 光夫(桜美林大学名誉教授)
- 権力構造から見る習近平の中国
- 阿部 純一(財団法人霞山会理事・研究主幹)
- 米中新冷戦下の朝鮮半島―韓国は海洋勢力側に留まるか―
- 鈴置 高史(日本経済新聞編集委員)

※アジア研究所紀要 第三十九号(二〇一二)

※アジア研究シリーズ(研究プロジェクト成果論文集)(非売品)

アジア研究シリーズ No 80 『新段階を迎えた東アジア II』

アジア研究シリーズ No 81

研究シリーズ No 82 『東南アジア諸国における持続的成長のための諸条件』

アジア研究シリーズ No 83 『アジア諸国にみる環境型社会』